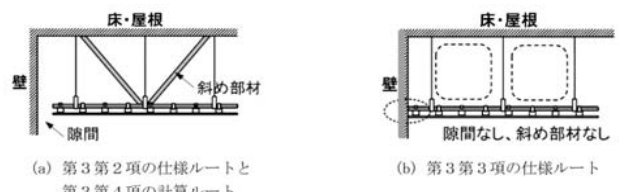
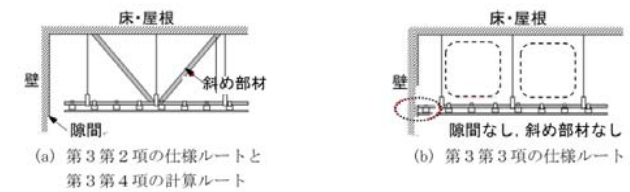


\* 内容を誤解するおそれのない極めて軽微な誤りは、省略しています。

\* この正誤表は更新される場合があります。最新版はICBAの HP (<https://www.icba.or.jp/zzfilebox/kenshuka/2020seigo.pdf>) でご確認ください。

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
1	2	L33	施行規則・規則 建築基準法施行規則	施行規則 建築基準法施行規則	
2	24	図2.2-1 b)	(歩廊を設け接続する場合を含む)	(歩廊を設け接続する場合	
3	33	表2.2-1	「構造種別規模によるもの」及び「法第20条・・・」の列の罫線無し(2箇所)	「構造種別規模によるもの」及び「法第20条・・・」の列の罫線有り(2箇所)	
4	63	L5~L7欄外	■ (黒傍線)	線なし	
5	65	L21	・・・を定めることができるとしている。	・・・を定めることができる。	
6	68~70	表2.5-1	積雪荷重: 枠内中の点線 地震力: 枠内中の点線 「屋根ふき材等・・・」の上部の2列目及び3列目に点線の罫線を挿入	積雪荷重: 枠内中の実線 地震力: 枠内中の実線 「屋根ふき材等・・・」の上部の2列目及び3列目に罫線なし	
7	97	図3.2-1	 <p>(a) 第3第2項の仕様ルートと第3第4項の計算ルート (b) 第3第3項の仕様ルート</p>	 <p>(a) 第3第2項の仕様ルートと第3第4項の計算ルート (b) 第3第3項の仕様ルート</p>	別紙を原寸でプリントし、貼付していただけます。
8	116	L42	・・・その上にせつこうブ・・・	・・・その上にせつ)こうブ・・・	
9	120	表3段目左端の列	(4)	空欄	
10	120	表4段目左端の列	(5)	(4)	
11	125	L4及びL18	・・・くぎの打ち付け間隔を12cm以下とする・・・	・・・くぎの打ち付け間隔を1/2以下とする・・・	
12	141	L27~28	・・・有すると腐朽はじめるので、材の含水率が20%以下の乾燥材を使用することを原則としている。	・・・有す25~35%以上になると腐朽はじめるので、材の含水率を25%以下の乾燥材を使用することを原則としているに保つための処置を施すことが望ましい。	
13	156	図3.5-3	かぎ掛け(3箇所)	フック(3箇所)	
14	156	図3.5-3	削除	(基礎に定着させる場合を除く)とする	
15	167	表3.6-4「鋼材の種類」の列	炭素鋼のうち・・・400N級鋼	素鋼のうち・・・490N級鋼	
16	168	表3.6-4「鋼材の種類」の列	削除 一番上の罫線を削除	炭素鋼のうち・・・490N級鋼 一番上の罫線有り	
17	174	L28欄外	■ (黒傍線)	線なし	
18	180	L1	JRJS0008_A級継手性能評価基準	JRJS0008A_級継手性能評価基準	
19	198	L31	日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(2018)」 <sup>3)</sup> ■ (黒傍線)	日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(2010)」 <sup>3)</sup> 欄外に線なし	

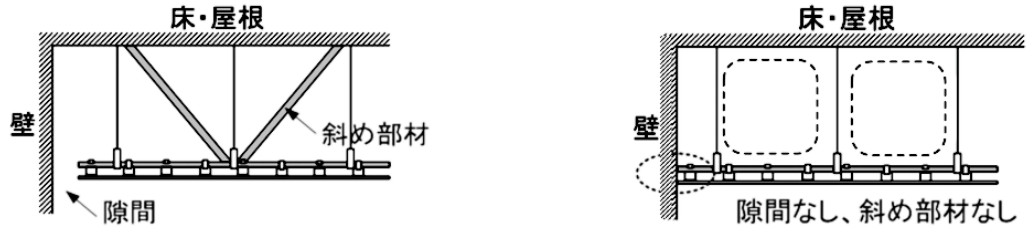
No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考																																																										
20	207	L2	1) (社)日本鉄筋継手協会「JRJS0008 A級継手性能評価基準」, 2017.3 ■ (黒傍線)	1) (社)日本鉄筋継手協会「JRJS0002ガス圧接継手性能判定基準」, 2006.6 欄外に線なし																																																											
21	207	L3	2) (社)日本鉄筋継手協会「JRJS0007 A級継手使用基準」, 2017.3 ■ (黒傍線)	2) (社)日本鉄筋継手協会「JRJS0007A級継手使用基準」, 2009.8 欄外に線なし																																																											
22	207	L4	3) (一社)日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」(2018), 2018.12 ■ (黒傍線)	3) (社)日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(2010)」, 2010.11 欄外に線なし																																																											
23	222	L14	(一社)日本鉄鋼連盟「薄板軽量形鋼造建築物設計の手引き 第2版」, 2014.3 □ (白傍線)	(社)日本鉄鋼連盟「薄板軽量形鋼造建築物設計の手引き」, 2002.6 欄外に線なし																																																											
24	225	L1	表3.11-1 平13国交告第383号で…	表3.11-1 告示平13国交告第383号で…																																																											
25	225	表3.11-1 表題	…自然現象の…	…自然災害の…																																																											
26	229	L17	…資料 <sup>2)</sup> …	…資料 <sup>1)</sup> …																																																											
27	254	L26	$R_t$ : 振動特性係数	$R$ : 振動特性係数																																																											
28	269	L14	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の4…	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の3…																																																											
29	269	平12建告第1389号の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>力の種類</th> <th>荷重及び外力について想定する状態</th> <th>一般の場合</th> <th>建築基準法施行令(以下「令」という。)第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長期に生ずる力</td> <td>常時</td> <td>G+P</td> <td>G+P+S</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>積雪時</td> <td>G+P</td> <td>G+P+0.7S</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">短期に生ずる力</td> <td>積雪時</td> <td>G+P+S</td> <td>G+P+S</td> <td rowspan="3">水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、これの重量を積載荷重から除くものとする。</td> </tr> <tr> <td>暴風時</td> <td>G+P+W</td> <td>G+P+W</td> </tr> <tr> <td></td> <td>G+P+0.35S+W</td> <td>G+P+0.35S+W</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震時</td> <td>G+P+K</td> <td>G+P+0.35S+K</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令(以下「令」という。)第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考	長期に生ずる力	常時	G+P	G+P+S		積雪時	G+P	G+P+0.7S	短期に生ずる力	積雪時	G+P+S	G+P+S	水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、これの重量を積載荷重から除くものとする。	暴風時	G+P+W	G+P+W		G+P+0.35S+W	G+P+0.35S+W		地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K		<table border="1"> <thead> <tr> <th>力の種類</th> <th>荷重及び外力について想定する状態</th> <th>一般の場合</th> <th>建築基準法施行令(以下「令」という。)第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長期に生ずる力</td> <td>常時</td> <td>G+P</td> <td>G+P+S</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>積雪時</td> <td>G+P+0.7S</td> <td>積雪時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">短期に生ずる力</td> <td>積雪時</td> <td>G+P+S</td> <td>G+P+S</td> <td rowspan="3">水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、これの重量を積載荷重から除くものとする。</td> </tr> <tr> <td>暴風時</td> <td>G+P+W</td> <td>G+P+W</td> </tr> <tr> <td></td> <td>G+P+0.35S+W</td> <td>G+P+0.35S+W</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震時</td> <td>G+P+K</td> <td>G+P+0.35S+K</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令(以下「令」という。)第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考	長期に生ずる力	常時	G+P	G+P+S		積雪時	G+P+0.7S	積雪時	短期に生ずる力	積雪時	G+P+S	G+P+S	水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、これの重量を積載荷重から除くものとする。	暴風時	G+P+W	G+P+W		G+P+0.35S+W	G+P+0.35S+W		地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K		別紙を原寸でプリントし、貼付していただきます。
力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令(以下「令」という。)第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考																																																											
長期に生ずる力	常時	G+P	G+P+S																																																												
	積雪時	G+P	G+P+0.7S																																																												
短期に生ずる力	積雪時	G+P+S	G+P+S	水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、これの重量を積載荷重から除くものとする。																																																											
	暴風時	G+P+W	G+P+W																																																												
		G+P+0.35S+W	G+P+0.35S+W																																																												
	地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K																																																												
力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令(以下「令」という。)第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考																																																											
長期に生ずる力	常時	G+P	G+P+S																																																												
	積雪時	G+P+0.7S	積雪時																																																												
短期に生ずる力	積雪時	G+P+S	G+P+S	水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、これの重量を積載荷重から除くものとする。																																																											
	暴風時	G+P+W	G+P+W																																																												
		G+P+0.35S+W	G+P+0.35S+W																																																												
	地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K																																																												
30	301	図5.5-3欄外	■ (黒傍線)	線なし																																																											
31	324	L6	…(すなわち $C_0=0.25$ 以上)とする検討を行うことができる。このとき、規定の主旨は上部構造に一定の耐力を確保することであるため、地下部分についてこのような追加的な割増しの検討が必要となるのは、上部構造の耐力の確保に関連する部分(たとえば柱脚における引抜きなど)に限られる。	…(すなわち $C_0=0.25$ 以上)とする検討を行うことができる。	別紙を原寸でプリントし、貼付していただきます。																																																										
32	324	L6欄外	削除	■ (黒傍線)																																																											
33	329	L18	1) (一社)日本建築学会…, 2018.12	1) (一社)日本建築学会…, 2018.2																																																											
34	337	L10	…その層に作用する層せん断力の…	…その( $g_x, g_y$ )する層せん断力の…																																																											
35	359	L24	第2 鉄骨造の建築物等に関する基準(次に改行を挿入)	第2 鉄骨造の建築物等に関する基準																																																											
36	359	L24欄外	削除	■ (黒傍線)																																																											
37	385	L18	…規定されている。柱が傾斜する等で…	…規定されている。なお柱が傾斜する等で…																																																											

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考			
38	504	L13	・・・膜材料等の技術基準及び同解説2020年版,・・・	・・・膜材料等の技術基準及び同開設2020年版,・・・				
39	532	L32、L34	・・・(改訂作業中)	・・・(改訂作業中※確認中)				
40	544	欄外	削除	■ (黒傍線)				
41	547	L31	・・・日本工業規格(JIS G3136)・・・ 削除	・・・日本産業規格(JIS G3136)・・・ 欄外に ■ (黒傍線)				
42	589	L13欄外	削除	■ (黒傍線)				
43	590	L18欄外	■ (黒傍線)	線なし				
44	592	L4	・・・これまでに19の材料・・・ ■ (黒傍線)	・・・これまでに18の材料・・・ 欄外に線なし				
45	592	表9.8-1最下行 の下	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>19</td><td>直交集成板</td><td>9.1節</td></tr></table> □ (白傍線)	19	直交集成板	9.1節	記載なし 欄外に線なし	
19	直交集成板	9.1節						
46	593	L9	・・・せん断の許容応力度,(中略)(以下「特殊な許容応力度」という。)・・・ ■ (黒傍線)	・・・せん断の許容応力度(以下「特殊な許容応力度」という。)・・・ 欄外に線なし				
47	593	L14	・・・気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度,(中略)(以下「特殊な材料強度」という。)・・・ ■ (黒傍線)	・・・気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度(以下「特殊な材料強度」という。)・・・ 欄外に線なし				
48	626	付表1.2-2	1つ削除	同じ表が2つ				
49	627	L1及び欄外 L14及び欄外 L26及び欄外 L27～L30欄外	脚注1(2箇所) 脚注2(2箇所) 脚注3(2箇所) ■ (黒傍線)	柱脚1(2箇所) 柱脚2(2箇所) 柱脚3(2箇所) 線なし				
50	628	L1及び欄外	脚注4(2箇所)	柱脚4(2箇所)				
51	636	L15、L17欄外	削除	■ (黒傍線)				
52	639	L22、L23欄外	削除	■ (黒傍線)				
53	640	L13欄外	■ (黒傍線)	線なし				
54	640	L24欄外	削除	■ (黒傍線)				
55	642	L8欄外	■ (黒傍線)	線なし				
56	650	L38欄外	削除	■ (黒傍線)				
57	661	L10	また、RC規準(2018)・・・	RC規準(2018)・・・				
58	661	L13	なお、開口部を有する・・・	また、開口部を有する・・・				
59	676	L12	・・・e関数法の適合性が確認されており <sup>6)</sup> 、・・・	・・・e関数法の適合性が確認されており <sup>3)</sup> 、・・・				
60	690	L13	・・・変動係数は0.18である。・・・	・・・変動係数は0.17である。・・・				
61	690	L20欄外	■ (黒傍線)	線なし				

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
62	761	L29	また, ピロティ階の…	た, ピロティ階の…	
63	791	L5欄外	削除	■ (黒傍線)	
64	796	L11	…令第3章第8節に規定される…	…令第3章第8節の規定に規定される…	

## 2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書 差し替え原稿

## No. 7 P97 図 3.2-1



(a) 第3第2項の仕様ルートと  
第3第4項の計算ルート

(b) 第3第3項の仕様ルート

図 3.2-1 特定天井の構造方法の基本的な考え方（壁際の断面図）

## No. 29 P269 告示 平 12 建告第 1389 号の表

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令（以下「令」という。）第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
長期に生ずる力	常時	G+P	G+P+S	
	積雪時		G+P+0.7S	
短期に生ずる力	積雪時	G+P+S	G+P+S	水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、この重量を積載荷重から除くものとする。
	暴風時	G+P+W	G+P+W	
			G+P+0.35S+W	
地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K		

## No. 31 P324 ページの差し替え（次のページ）

向以外の方向（通常の場合は斜め45度方向でよい）についても、水平力が作用するものとし建築物全体での許容応力度計算を行うこととしている。なお、ただし書の規定に基づき、こうした斜め方向の検討を行う代わりに、例えば張り間、けた行それぞれの方向の一次設計用地震層せん断力係数を1.25倍（すなわち  $C_0=0.25$  以上）とする検討を行うことができる。このとき、規定の主旨は上部構造に一定の耐力を確保することであるため、地下部分についてこのような追加的な割増しの検討が必要となるのは、上部構造の耐力の確保に関連する部分（たとえば柱脚における引抜きなど）に限られる。

本規定は、建築物の規模が小さい場合には、実態上問題になることが少ないものとして、地階を除く階数が3以下で、かつ高さ20m以下である建築物は、あらかじめ対象から除かれている。

c) 水平震度による突出部分に作用する応力の割増し（第三号ハ）

第三号ハの規定は、建築設備や工作物でなく構造耐力上主要な部分であるが、それらと同様の配慮が必要である部分について、通常の  $A_i$  分布に基づく地震力のほか、局部震度に基づく検討を位置付けたものである。過去には屋外階段で地震時に躯体と分離・倒壊した事例があり、水平方向に突出する部分に対しても検討を求めることとしている。ここで、外壁から突出する部分の水平震度の数値については、外壁から突出する部分に取り付く部分の高さに応じて地震動の増幅を考慮して定めてよいこととされている。例えば、屋上の位置における水平震度を1.0Z（Zは昭55建告第1793号第1に規定する地震地域係数）とし、屋外階段等の各部分の取り付け部分の高さに応じてフロアレスポンスを求め、数値を定めてもよい。このとき、突出部分の局部的な応力割増しの影響が基礎部分に及ぶ場合は、当該基礎部分も含めて検討する。さらに、突出部分については、本体架構の変形に追従できることを確かめておく必要がある。なお、この規定で「突出する」とある趣旨は、形状以外に局部震度による振動の励起のおそれのあるということであり、そのような観点から規定の適用を考える必要がある。特に外壁から突出する部分の扱いについて、例えば、入り隅部で周囲に緊結されている場合や突出部に直交する昇降路を設ける等によって二方向に有効に拘束されている屋外階段や、本体架構と同等の振動特性を有する部分で地震時におおむね一体として挙動することが想定できる場合は、この規定の適用を受けない。また、突出する屋外階段についてエキスパンションジョイント等を設けて自立する構造とした場合も、本規定の適用を受けないものとする事ができる。

本規定は、屋上から突出する部分で、当該部分の取り付け部からの高さが2m以下の場合には、振動の励起が生じにくいものとして、規定の適用を受けないものとされている。取り付け部からの高さが2m以下の部分に対しては、別途屋上から突出する建築設備等の計算基準（平12建告第1389号）が適用される（2.4.3項参照）。また、外壁から突出する部分については、b)と同じく、建築物の規模が小さい場合には、実態上問題になることが少ないものとして、地階を除く階数3以下で、かつ高さ20m以下である建築物は、あらかじめ対象から除かれている。

これらのほか、最上階付近で剛性が急変する場合やその部分の塔状比が高いペントハウスなどで、令第88条に規定する地震力（5.5節参照）の他に局部震度による水平力が卓越することが明確な場合は、例えば突出部分を局部震度で、本体架構を地震力で、それぞれ分割して検討する

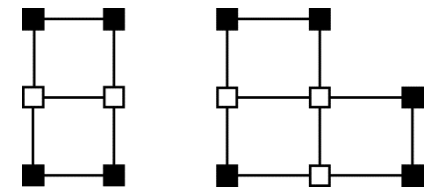


図6.1-1 第三号ロにおいて支持荷重の確認の対象となる架構の端部の柱（■印）の例

5  
10

15  
20  
25  
30

35